

高崎市介護保険事業者及び高齢福祉事業者等における事故等発生時の報告取扱要綱

(平成31年4月1日改正)

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法、老人福祉法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づく施設及び事業所（以下「施設等」という。）において、利用者及び入所者（以下「利用者等」という。）に対するサービス提供中の事故、職員等による不法行為、虐待等（以下「事故等」という。）が発生した場合に、施設等から市長への報告の取扱いを定め、事故等発生時において適切かつ迅速な対応をとるとともに、事故等の発生原因や再発防止策の実効性を検証し、利用者等に対するサービスの質の向上及び施設等の運営の適正化を図ることを目的とする。

(報告の対象となる事業者及びサービス)

第2条 次の事業者（以下「事業者」という。）が行うサービスとする。

- (1) 指定介護保険事業者
- (2) 老人福祉法の規定に基づく施設を運営する事業者
- (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく施設を運営する事業者

(報告の範囲)

第3条 事業者は、以下の事故等が発生した場合、市長へ報告を行うものとする。

- (1) けが・異食・誤嚥又は死亡

サービスの提供により、医療機関の受診を要する利用者等のけが、異食・誤嚥又は死亡事故が発生した場合、又は、病気等により利用者等が死亡に至り、サービスの提供との因果関係が疑われる場合や家族等との間に問題が生じる可能性がある場合

- (2) 食中毒及び感染症

食中毒及び感染症について、サービス提供に関して発生したと認められる場合
なお、事業者はこの要綱に定める報告を行うとともに、関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うものとする。

- (3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等

利用者等の処遇に影響があるもの、不適切な処遇と認められる場合

- (4) 誤薬

利用者等に不適切な与薬（種類・時間や量の誤り等を含む）をした場合

(5) 徘徊・行方不明

施設の周辺や心当たりがある場所を探したが速やかに発見できなかった場合、又は外部への協力を求めた場合

(6) 利用者等の送迎・通院時の交通事故

利用者等の送迎・通院の間に交通事故が発生した場合

(7) その他

前各号に掲げる場合のほか市長が事故事例として報告すべきと認める場合

(報告の記載内容)

第4条 前条の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した事故等報告書（以下「報告書」という）により行うものとする。ただし、事業者が定める書式において報告すべき事項が記載されている書面による場合は、この限りでない。

(1) 施設等の名称、所在地、電話番号、法人名、事業所番号、記載者職氏名、サービス種類等

(2) 報告に係る利用者等の氏名、性別、年齢、住所、要介護状態区分等、介護保険被保険者番号、サービス提供開始日

(3) 事故等の発生日時、発生場所及び事故種別・結果、発生時の状況、原因

(4) 事故等の発生時の対応

(5) 発生後の利用者の状況、診察・診断結果、家族等への連絡・説明、損害賠償等の状況

(6) 再発防止に向けての施設等における対策

(報告の手順)

第5条 事業者は、第3条に定める事故等が発生した場合、以下の手順により市長へ報告するものとする。

(1) 事業者は、事故等発生後速やかに、第一報として報告書にて第4条の(1)から(4)に定める項目について報告するものとする。

(2) 事業者は事故等の処理の区切りがついたところで、続報として第一報の報告後に判明した事故等の具体的な状況、及び第4条の(5)及び(6)に定める項目について報告するものとする。

- (3) 事業者は、事故等の処理の経過について、適宜報告するものとする。
- (4) 事業者は、利用者等及びその家族が事故等の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者等の家族に対し、報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付するものとする。
- (5) 利用者等の介護保険が他の市町村に属している場合、事業者は当該市町村に併せて報告するものとする。

(その他)

第6条 事業者は報告書の取扱いについて、施錠保管を行う等、常に個人情報保護に細心の注意を払うものとする。

- 2 事業者は事故等の対応や再発防止に関し、法人内部で検討・協議を行っている場合、その内容を確認できる議事録や会議資料等の関係書類を整理しておくものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。